

タイ***無査証滞在について**

日本人は観光で30日以内の観光、公用滞在なら査証不要。但し、往復予約済航空券を所持し、パスポートの残存は入国時6ヶ月以上あること。

***査証取得について**

日本人に関しては商用で入国する際はたとえ1日滞在でも査証が要る。

査証取得日数は申請日から翌日の受領になる。

パスポートの残存はシングル入国時6ヶ月以上、マルチ18ヶ月以上。

中国籍、北朝鮮など国籍により代理申請が出来ない国籍がございます。

***必要書類**

〔商用〕 滞在可能日数90日 査証有効期限3ヶ月

- 1、パスポート（残存は申請時に6ヶ月以上）原本＋コピー
- 2、申請書1枚
- 3、証明写真（4.5cm x 3.5cm）カラー1枚 ※3カ月以内撮影
- 4、航空券又は予約確認書（エージェント発行可）
※マルチ希望の際は、複数回分が必要
- 5、英文会社推薦状（レコメンテーションレター）※会社の社印、角印 or 丸印要
①月給（約___は使わない）MONTHLY SALARY 以外の表記は使わないこと
②所属部署 ③役職 ④雇用期間（入社年月日）を必ず記入のこと
※マルチ希望の際は、複数回のスケジュールが記載されている事が必要
※タイトルに「Recommendation Letter」と記載すること
- 6、現地からの招聘状（インビテーションレター）※現地会社の社印要
※マルチ希望の際は、複数回のスケジュールが記載されている事が必要
※タイトルに「Invitation Letter」と記載すること
- 7、現地の会社の登記簿謄本（タイ語）オリジナル ※申請時発行から6ヶ月以内のもの
コピーの場合は謄本コピー各ページにインビテーションレターと同じ社印、サインをする。
- 8、招聘状、登記簿謄本署名者のパスポートコピー（署名確認の為）※同一署名
- 9、現地雇用の場合は給与の支払先からの雇用契約書及びその旨を5、or 6、に記入し
現地会社から給料が支払われる場合は招聘状にもタイの会社での所属部署、役職、雇用期間、月給（パーツ）の記載をする。
- 10、外国籍の場合は在留（外国人登録）カードの両面コピー
- 11、外国籍で15日以上滞在する場合、タイ入国管理局発行のWP 3 原本が必要
- 12、代理申請のための委任状（タイ大阪総領事館指定フォーム）

* 代理申請時に大阪総領事館ホームページからの申請予約が必要となりますが申請予約に関しては弊社が予約しますので、事前予約する必要はありません。但し緊急を要する場合はできるだけ申請日の2日前までに弊社まで連絡いただけますようお願い致します。

※1年マルチ申請の場合はレコメン、インビテーションにマルチ希望の旨を記載すること。

2回目以降の渡航予定日、日数もレコメン、インビに記入すること。

※マルチは領事判断となるので必ずしも発行してくれるとは限らない。（基本的に駐在は不可）

料金

査証実費（シングル）9,000円 （マルチ）22,000円

弊社取扱手数料